

## 平成24年度第1回江別市公平委員会会議録

日 時 平成24年6月1日(金)

午後5時00分～

場 所 市民会館36号

### 1 議事日程

#### (1) 議事

- ・委員長の互選について
- ・委員長職務代理者の指定について
- ・管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について

#### (2) その他

### 2 出席者

|          |          |        |
|----------|----------|--------|
| (1) 委 員  | 委員長職務代理者 | 佐 藤 允  |
|          | 委 員      | 浅 野 綱  |
|          | 委 員      | 杉 野 邦彦 |
| (2) 事務職員 | 幹 事      | 渋谷 研一  |
|          | 事務職員     | 錦 戸 康成 |
|          | 事務職員     | 佐々木 弘一 |
|          | 事務職員     | 木 村 明生 |

(議事録)

佐藤委員長職務代理者(以下「職務代理者」) 平成24年度第1回江別市公平委員会を開会いたします。

職務代理者 清水委員長が3月をもって公平委員を退任されましたので、委員長の互選を行いたいと思います。どなたか立候補者はいませんか。(なし)

いないようなので、職務代理者の私が委員長をさせていただこうと思いますが、いかがですか。

浅野委員・杉野委員 お願いします。

佐藤委員長(以下「委員長」) 私も公平委員になったばかりで慣れていませんが、よろしく願いいたします。

それでは、職務代理者を決めたいと思います。職務代理者の指定は、委員長が行うこととなっておりますので、私から指名させていただきたいと思います。浅野委員にお願いできますでしょうか。

**浅野委員** 分かりました。

**委員長** よろしくお願いいたします。

続いて、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

**錦戸事務職員** それでは、管理職員等の範囲を定める規則の一部改正に関連し、平成24年4月1日付けの組織改編につきまして、その概略をご説明申し上げます。

右上に資料番号2と書かれている資料をご覧ください。

1ページ及び2ページは、組織改編の概要を記載しております。以下、資料に沿って各部等の主だった変更概要をご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

左側の欄の上に現行と書かれているのが旧組織で、右側の欄が4月1日以降の改編後のものとなっております。右側の太字が、このたびの改正箇所となっております。

初めに、総務部では、職員の定員管理と公務員制度改革等に対応するため、これまで職員課長が兼務していた人事制度担当参事を実配置しております。

また、公用車の運行管理体制を強化するため、契約管財課管財係に車両運行・整備担当主査を新設いたしました。

このほか、3ページの下段から4ページの上段にある納税課では、各種債権調査等、滞納整理の業務執行体制をさらに強化するため、特別滞納整理担当参事の下に特別滞納整理担当主査を新設しております。

次に、その下の企画政策部では、大麻地区をはじめとした住環境の活性化や公共交通網の充実を図るため、企画課の住環境・男女共同参画担当主査を廃止し、住環境活性化・公共交通担当主幹を新設したほか、男女共同参画に関する業務は、政策調整課に新たに主査を新設し、移管しております。

次に、5ページに移りまして、生活環境部では、基幹システムとなる住民基本台帳システムの更新に対応するため、市民課に住民基本台帳システム担当主査を新設したほか、廃棄物処理の効率的な業務執行体制を確保するため、環境室の清掃管理課を廃止し、施設管理課の新設及び廃棄物対策課の再編を行っております。

次に、6ページに移りまして、経済部では、北海道フード・コンプレック

ス国際戦略総合特区関連事業を推進するため、新たに部長相当職の総合特区推進監を設け、その下に専掌組織として総合特区推進担当参事を設けております。

また、農業振興課の組織についても、より専門的な農業施策に対応できるよう、組織の見直しを行っております。

次に、その下の健康福祉部では、障がい福祉制度改革に対応するため、福祉課障がい福祉系の障がい福祉計画担当主査を、障がい福祉制度担当主査に名称変更したほか、障害者虐待防止法の成立に伴い、福祉課障がい福祉係に保健師職の相談支援担当主査を新設しております。

次に、8ページ及び9ページの建設部では、江別の顔づくり事業のうち、街路事業における野幌駅南通りの整備等を円滑に進めるため、都心整備課の計画管理係と工事係を、都心整備係に改編したほか、事業の進捗に伴い、区画整理事業をさらに推進するため、都心開発課の事業調整担当主幹の下に、事業調整担当主査を新設しております。

次に、その下の教育部では、学校施設耐震化の推進や学校施設管理を機動的に行うため、総務課に施設係長を実配置したほか、10ページに移りまして、生涯学習課では、生涯学習事業と文化振興事業を一体的に取り組むため、文化振興係を生涯学習係に統合し、文化振興担当主査を新設しております。

次に、11ページに移りまして、農業委員会事務局では、農地の現況把握など、遊休農地対策を強化するため、農業委員会担当主査を実配置しております。

次に、その下から12ページに掛けまして、市立病院では、患者の診療情報管理を充実させるため、医療情報部及び医療情報管理室を設けております。

また、事務局では、電算システムを統合的かつ円滑に管理運用するため、管理課総務係に院内システム担当主査を新設したほか、施設の計画的な更新と長寿命化を推進するため、管理課総務係に施設整備担当主査を実配置しております。

次に、15ページから16ページに掛けての水道部では、浄化センター施設のより安全な運転管理を行うため、水質係を操作係に統合するとともに、水質担当主査を新設しております。

組織改編の概要は、以上のとおりであります。資料番号1の6ページには、4月1日付けで廃止又は新設した職の一覧を添付しており、当該改正内容を公布文の形式にしたものが、1ページに記載のとおりとなっております。

なお、本件につきましては、本日、ご承認をいただきました後、委員長の署名をもちまして、公布する予定でございます。

説明は以上でございますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**委員長** 事務局からの説明に質疑はございませんか。

**浅野委員** 全体的には、係長職が増えたのでしょうか。

**錦戸事務職員** 総数といたしましては、それほど変わってはいないと思いますが、特に重点的に業務に対応している部署については、係長の他に、係長相当職として主査を新たに設けているということでございます。

**浅野委員** 何人くらい増やしたのですか。

**錦戸事務職員** この度の規則改正は、管理職の範囲を定めるもののため、係長職の増減については、手元に資料がございませんので、お答えすることが難しいです。申し訳ございません。

**委員長** 本題に戻りますが、この規則は、資料番号1に書いてあるとおり改め文で、別表市長部局の項中、調整監を調整監、総合特区推進監に改め、同表病院の項中、医療連携部長を医療連携部長、医療情報部長に、医療連携部室長を医療連携部室長、医療情報部室長に改める。それと、資料番号1の6ページの廃止する職と新設する職の異動に伴って、新設する職の施設管理課長以下五つの職について管理職に加えるということになります。そのようなことで、管理職員等を市長において定めましたので、それを公平委員会で確認し管理職員等の範囲を定めるということになります。

**杉野委員** 医療連携部と医療情報部の違いは何ですか。

**委員長** 杉野委員から質問がありましたので、事務局で今分かれば回答をお願いします。

**杉野委員** 医療情報部は、新設ですか。

**錦戸事務職員** 医療情報部は、新設になります。

医療連携部と医療情報部の違いについては、現在手元に資料がありませんので、後日確認しまして、業務の内容が分かる資料を配付したいと思います。よろしいでしょうか。

**委員長** それでは、参考までに業務の内容が分かる資料を後日配付していただ

くということをお願いいたします。

その他、意見等がなければ、原案のとおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なし) それでは、そのように決めます。

その他、事務局から何かありませんか。

**渋谷幹事** ありません。

**委員長** それでは、以上をもちまして閉会いたします。

終了：午後5時20分